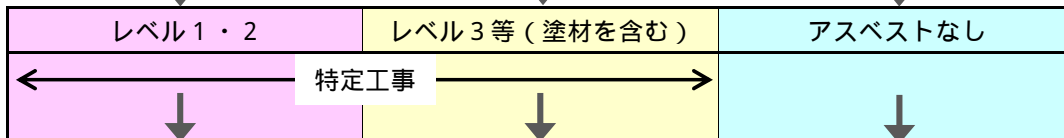


練馬区における建築物等の解体等工事に係るアスベスト規制

法・省令：大気汚染防止法・同法施行規則
 環境確保条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
 区条例：練馬区アスベスト飛散防止条例

【対象：全ての解体等工事】
 事前調査の実施 [元・自] (法18条の15第1項・4項)
 調査者の資格要件 (省令16条の5第2号)
 (特定工作物等に係る事前調査の義務付けは、令和8年1月1日から適用)



【対象：全ての解体等工事】
 発注者への事前調査結果の説明、説明書面(写)の保存 [元] (法18条の15第1項・第3項)
 事前調査の記録の作成、保存 [元・自] (法18条の15第3項・第4項)

【対象：(建築物)解体：床面積の合計80㎡以上・改修：請負金額100万円以上】
 【対象：(特定工作物)解体・改修：請負金額100万円以上】
 区への事前調査結果の報告 [元・自] (法18条の15第6項)

【対象：レベル1・2】
 【対象：レベル3等で、一定規模(注)以上】
注 (建築物)解体：床面積の合計80㎡
 改修：請負金額2,000万円
 (特定工作物)解体・改修：請負金額2,000万円
 標識の設置 [元・自] (省令16条の4第2号)
 標識の設置期限、場所 (区条例13条第1項・第2項)

工事開始日の
14日前

【対象：レベル1・2】
 特定粉じん排出等作業実施届
 [発・自] (法18条の17)

【対象：レベル1・2で
 吹付け面積15㎡
 以上または
 延べ床面積500㎡
 以上】
 石綿飛散防止方法等計画届
 [発・自] (環境確保条例124条)
 *敷地境界での大気測定
 (工事前・中・後)、結果
 の保存 [元・自]
 (環境確保条例123条第2項)

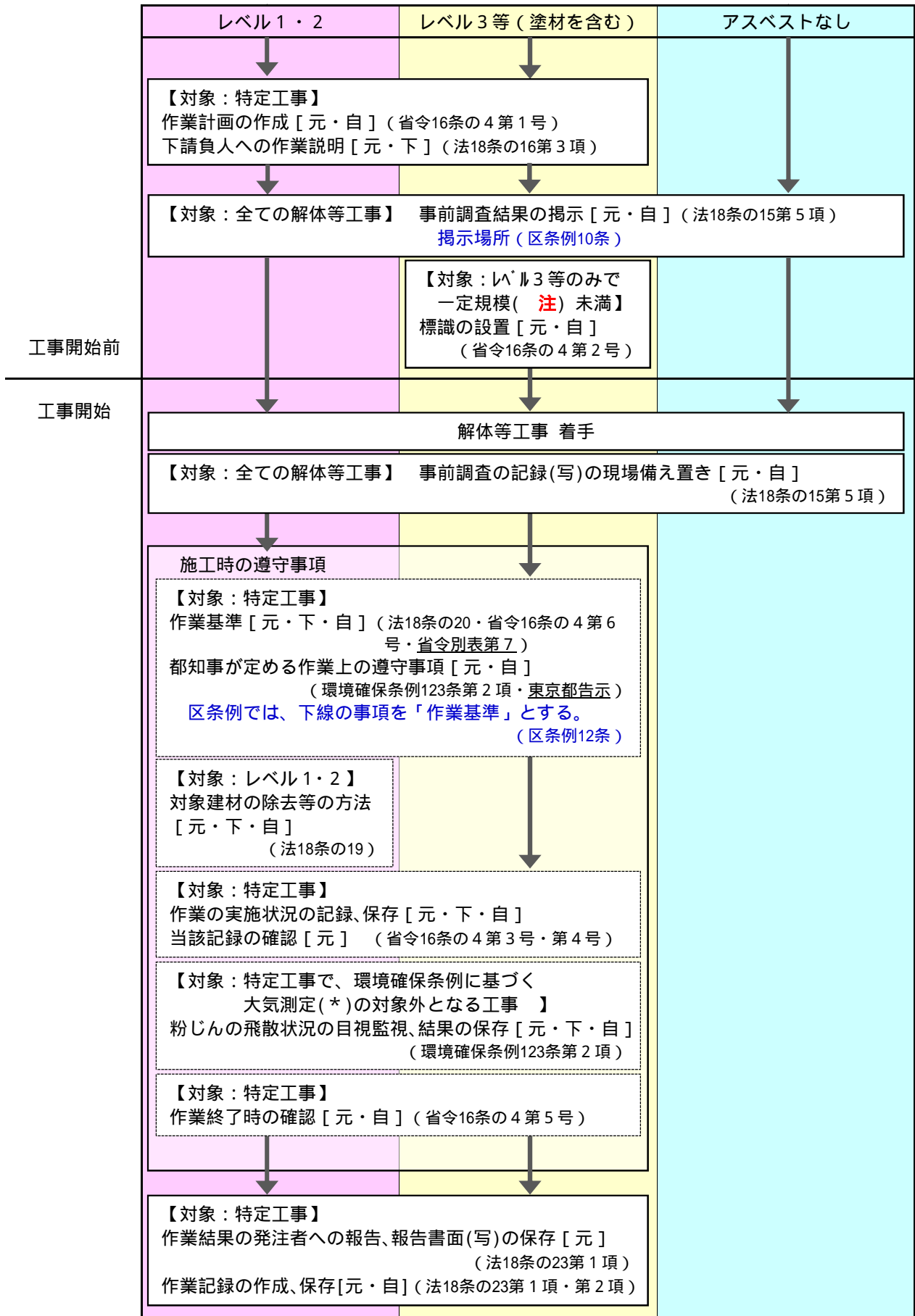
作業開始日の
14日前

【対象：レベル1・2】
 【対象：レベル3等で、一定規模(注)以上】
 標識設置報告 [元・自] (区条例13条第3項)

工事開始日の
5日前

【対象：レベル1・2で、延べ
 床面積500㎡以上】
 住民説明実施報告 [元・自]
 (区条例14条)

工事開始日の
2日前



青字：区条例の規定

[]：発注者、元請業者、下請負人、自主施工者の責務の別